

綾川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

綾川町告示第 40 号

令和 4 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、綾川町人権擁護条例(平成 18 年 3 月 21 日条例第 101 号)の理念に基づき、町民一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現をめざすため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向(どの性別を恋愛の対象にするかを表すものをいう。)が異性愛のみでない者又は性自認(自己の性別についての認識をいう。)が戸籍上の性別と一致しない者をいう。
- (2) パートナーシップ 双方の合意のみにより、お互いを人生のパートナーとし、共同生活において、対等な立場で、相互に責任を持って協力することを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (4) 近親者 直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係をいう。

(宣誓対象者の要件)

第 3 条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法(明治 29 年法律第 89 号)第 4 条に定める成年に達していること。
- (2) 双方が本町に住所を有していること。ただし、次に掲げる場合を含む。
 - ア 一方が本町に住所を有し、かつ、他の一方が 3 か月以内に本町への転入を予定している場合
 - イ 双方が 3 か月以内に本町への転入を予定している場合
- (3) 双方に配偶者がいないこと、及び当事者以外の者とパートナーシップの関係(他自治体のパートナーシップ制度を含む。)にないこと。
- (4) 双方の関係が近親者でないこと(パートナーシップに基づく養子縁組の場合を除く。)

(宣誓の方法)

第 4 条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書(様式第 1 号。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し(本町へ転入を予定している場合にあっては、宣誓日から 3 か月以内のもの)
- (2) 本町へ転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類
- (3) 独身証明書その他これに類する書類(日本の国籍を有しない者にあっては、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書面に日本語訳を添えたもの)
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 パートナーシップの宣誓しようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないと町長が認めるときは、両者立ち会いのもと他の者に代筆させることができる。

(本人確認)

第 5 条 町長は、前条の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げ

る書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 運転免許証
- (3) 旅券
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(通称名の使用)

第 6 条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、性的違和感等を理由として通称名(戸籍に記載された氏名に代えて、当該氏名以外の呼称で当該氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。)を使用している場合、町長が特に認める場合はパートナーシップ宣誓証明書(様式第 2 号。以下「証明書」という。)及びパートナーシップ宣誓証明カード(様式第 3 号。以下「証明カード」という。)について当該通称名を使用することができる。

- 2 前項の規定により通称名の使用を希望する者は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することのできる書類を第 4 条第 1 項の宣誓を行うときに提示しなければならない。
(証明書及び証明カードの交付)

第 7 条 町長は、第 4 条第 1 項の規定によりパートナーシップの宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が第 3 条の要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ登録簿(様式第 4 号)へ登録を行うとともに、証明書及び証明カードに宣誓書の写しを添付し、宣誓者に交付するものとする。

- 2 宣誓者が前条の規定により通称名を使用したときは、当該通称名と戸籍に記載されている氏名(外国人の場合にあつては、これに準じるもの)を証明書及び証明カードに記載するものとする。
(証明書及び証明カードの再交付)

第 8 条 証明書若しくは証明カードを紛失、毀損若しくは汚損又は改姓若しくは改名をしたときは、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書(様式第 5 号。以下「再交付申請書」という。)により再交付の申請をすることができる。

- 2 前項の再交付申請書を提出する者は、第 5 条に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 町長は、第 1 項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、証明書及び証明カードを再交付するものとする。
- 4 再交付しようとする者の一方又は双方が再交付申請書に自ら記入することができないと町長が認めるときは、両者立ち会いのもと他の者に代筆させることができる。
(証明書等の返還)

第 9 条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書返還届(様式第 6 号。以下「返還届」という。)に証明書及び証明カードを添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。ただし、一方からの申し出によりパートナーシップを解消したい場合は、返還届を提出した旨を自ら一方に通知しなければならない。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 一方又は双方が町外に転出したとき。ただし、一方が、転勤又は親族の疾病その他やむを得ない事情

により一時的に綾川町から他区市町村へ住所を異動する場合は関係書類の提出を要するが、町長が認める場合はこの限りでない。

(4) 第3条第3号に該当しなくなったとき。

(5) 次条の規定により証明書及び証明カードを無効とされたとき。

(パートナーシップの無効)

第10条 宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書及び証明カード(再交付証明書を含む。以下同じ。)の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた証明書及び証明カードを不正に使用したことが判明したときは、当該証明書及び証明カードを無効とする。

2 町長は、必要があると認めるときは、無効とした証明書の交付番号(証明書ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(周知啓発)

第11条 町長は、多様な性自認と性的指向及びパートナーシップについて、町民及び事業者に対し、周知啓発に努めるものとする。

(宣誓書の保存期間)

第12条 町長は、宣誓書を30年間保存するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(表面)

パートナーシップ宣誓書

綾川町長 様

私たちと.....は、
綾川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、裏面の事項を
確認の上、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名します。

宣誓日 年 月 日

(宣誓者)

(宣誓者)

住 所.....

住 所.....

.....

.....

氏 名.....

氏 名.....

通 称 名.....

通 称 名.....

生年月日.....

生年月日.....

(代筆者)

住 所.....

氏 名.....

(裏面)
パートナーシップの宣誓にあたっての確認

私たちは、綾川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップ宣誓を行うにあたり、以下の内容を確認した上で宣誓を行います。

要綱の規定	確認事項(該当するものに「✓」を付してください)	
第2条	戸籍上の性別にとらわれずにお互いを人生のパートナーとして協力し合い、支え合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティであること。	☐
第3条	双方が民法第4条に定める成年に達していること。	☐
	次のいずれかに該当すること。	
	①双方が綾川町に住所を有している。	☐
	②一方が綾川町に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に綾川町へ転入を予定している。(転入予定者: 、転入予定日: 年 月 日)	☐
	③双方が3か月以内に綾川町への転入を予定している。 (転入予定者: 、転入予定日: 年 月 日) (転入予定者: 、転入予定日: 年 月 日)	☐
	双方に配偶者がいないこと、及び当事者以外の者とパートナーシップの関係(他自治体のパートナーシップ制度を含む。)にないこと。	☐
	双方の関係が近親者(直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係をいう。)でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。	☐
要綱の規定	注意事項(内容をご理解いただけたら「✓」を付してください)	
第9条 第10条	宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書及び証明カード(再交付証明書を含む。以下同じ。)の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた証明書及び証明カードを不正に使用したことが判明したときは、当該証明書及び証明カードを無効とし、証明書等を返還しなければならないこと。	☐

【その他の確認】(内容をご確認いただけたら「✓」を付してください)

- ☐ 利用できる行政サービスの担当課から、宣誓の有無等について問い合わせがあった場合、情報提供をさせていただきますのでご了承ください。
- ☐ 宣誓証明書及び証明カードを返還された場合は、利用できる行政サービスの担当課へ情報提供をさせていただきますのでご了承ください。また、行政以外のサービスを利用している場合は、サービスの利用先に返還した旨をご自身で必ずご連絡いただき、返還に伴う手続きを行ってください。
- ☐ 住所要件の確認に必要な限りにおいて、住民基本台帳により住所を確認することに同意します。

【町記入欄: 本人確認書類】

氏名()	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他()
氏名()	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他()

様式第 2 号(第 6 条関係)

(表面)

パートナーシップ宣誓証明書

綾川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をしたことを証明します。

.....様.....様

第 号

年 月 日

綾川町長 印

(裏面)

この証明書の提示を受け取られた方へ

綾川町は、町民一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現をめざしています。

この証明書により法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人が人生のパートナーとしていきいきと輝き、活躍されることを期待するものです。

証明書の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますよう、お願いいたします。

.....年 月 日生

.....年 月 日生

戸籍上の氏名(通称名を使用する場合)

.....様

.....様

.....
特記事項

備考 特記事項欄には、再交付した場合の交付年月日等を記載する。

様式第 3 号(第 6 条関係)

(表面)

パートナーシップ宣誓証明カード	
綾川町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、 パートナーシップの宣誓をしたことを証明します。	
.....様	様
第 号	
年 月 日	
綾川町長 町長印	

(裏面)

綾川町は町民一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い誰もが自分らしく生きられる社会の実現をめざしています。	
このカードにより法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人が人生のパートナーとしていきいきと輝き、活躍されることを期待するものです。	
カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますよう、お願いいたします。	
.....年生	年生
戸籍上の氏名(通称名を使用する場合)	
.....様	様
..... 特記事項	

備考 特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日等を記載する。

様式第 4 号(第 7 条関係)

パートナーシップ登録簿

登 録 番 号			
フリ ガナ 氏 名		フリ ガナ 通 称	
住 所			
生年月日		連 絡 先	
フリ ガナ 氏 名		フリ ガナ 通 称	
住 所			
生年月日		連 絡 先	
宣 誓 等	宣誓日	年 月 日	
	証明書交付日	年 月 日	
	転入予定者 転入予定日 転入前住所	年 月 日	
	転入予定者 転入予定日 転入前住所	年 月 日	
再 交 付	再交付日	年 月 日	
返 還 等	☐ 解消 ☐ 転出 ☐ 死亡 <input 2"="" type="checkbox/>()</td><td colspan="/> 年 月 日		
	証明書	☐ 有 ・ ☐ 無(理由:)	
	証明カード	☐ 有 ・ ☐ 無(理由:)	
備 考			

様式第 5 号(第 8 条関係)

パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書

年 月 日

綾川町長 様

年 月 日で交付されたパートナーシップ宣誓証明書及び証明カードについて、綾川町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第 8 条の規定により、次のとおり再交付を申請します。

申請理由(該当理由に○をつけてください)

- (1)紛失
- (2)毀損
- (3)汚損
- (4)改姓・改名 (変更前:)
- (5)その他()

【宣誓者】

住 所

氏 名

通 称 名

生年月日年 月 日年 月 日

【代筆者】

住 所

氏 名

【町記入欄:本人確認書類】

氏名()	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他()
氏名()	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他()

様式第 6 号(第 9 条関係)

パートナーシップ宣誓証明書返還届

年 月 日

綾川町長 様

綾川町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第 9 条の規定により、次のとおりパートナーシップ宣誓証明書及び証明カードを返還します。

返還理由(該当理由に○をつけてください)

- (1) 当事者の意思によるパートナーシップの解消
- (2) 死亡
- (3) 綾川町からの転出
- (4) 要綱第 10 条の規定により交付を受けた証明書及び証明カードの返還を求められたため

【宣誓者】

住 所

氏 名

通 称 名

生年月日年 月 日年 月 日

【代筆者】

住 所

氏 名

【町記入欄: 本人確認書類】

氏名()	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他()
氏名()	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他()